不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>届出行為に対する変更命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>景観法第１７条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>景観法第１７条第１項及び第３項の規定並びに新座市景観計画に定める変更命令基準による。

（変更命令等）
第１７条　景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第１項第１号又は第２号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第７項及び次条第１項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第３項の規定は、適用しない。
（略）
３　第１項の処分は、前条第１項又は第２項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

新座市景観計画に定める変更命令基準
特定届出対象行為において、その外壁及び屋根の色彩が別表４の色彩基準に適合しない行為</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>